

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 8 号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 20 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「1 箇月」を「1 月」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額に 1 0 0 分の 1 6 5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあつたものとする。

(1) 6 月 1 0 0 分の 1 0 0

(2) 5 月以上 6 月未満 1 0 0 分の 8 0

(3) 3 月以上 5 月未満 1 0 0 分の 6 0

(4) 3 月未満 1 0 0 分の 3 0

附 則

この条例は、公布の日から施行する。